

沿道地権者のみなさんへ 樹木の伐採等についてのお願い

冬季は積雪による倒木が発生しやすく、道路通行上の支障となる事例も多数見受けられます。これらが原因となり車両や歩行者に事故が発生した場合には、**樹木の所有者が賠償責任を問われる**ことがあります。

※ 民法第717条 土地の工作物の占有者及び所有者の責任
※ 道路法第43号 道路に関する禁止行為

所有されている道路沿いの樹木で、道路の通行に支障をきたすことが予想される木がある場合は、事前に伐採をお願いします。

また、緊急の場合は、道路通行の支障となる樹木や枝などを予告なく伐採・撤去することがありますので、ご理解をお願いします。



倒れかかった樹木により、バス等の車高の高い車両が通行できないことも！

危険！ 倒木を避けた車両同士が衝突

道に倒れた樹木は、大渋滞を引き起こすばかりか、**樹木を避けた車両が対向車と衝突したり、枝が落下して車両や歩行者を直撃する危険もあります。**

樹木から落下した雪塊が走行中の車両を直撃し、フロントガラスを割る事故の発生する危険もあります。



◆◆◆ 樹木の伐採について ◆◆◆

- 冬季の伐採は危険を伴いますので、降雪前に行いましょう。
(樹木が小さいうちに取り除けば経費・労力の軽減になります。)
- 電線等が近くにある場合は、十分気をつけて作業を行ってください。